様式第7号（第5条関係）（用紙日本標準規格Ｂ5）

番地

住（居）所

番地

|  |  |
| --- | --- |
| 売却代金残余通知書（乙） | |
| （発付年月日）  都道　　　区　　　区  府県　　市郡　　町村  （執行吏役場の名称）御中  市町村長（氏名）  下記の滞納者の財産を滞納処分のため売却したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金が生じなかったので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項の規定により通知します。 | |
| 滞納者 | 都道　　　　　区　　　　　区  　　　　　　　府県　　　　市郡　　　　町村 |
| 氏名 |

備考　1　添付計算書は第6号様式「計算書」と同じ。

2　（この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について）

⑴　(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかった場合に(ﾊ)欄に掲げる者に対して発付する売却代金残余通知書（乙）については、この様式中「第6条第3項」とあるのは、(ﾆ)欄のとおり書き替えるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ｲ) | (ﾛ) | (ﾊ) | (ﾆ) |
| 有体動産 | 滞納処分―仮差押  仮差押―滞納処分 | 仮差押の執行吏  仮差押の執行吏 | 第6条第3項（第11条第1項）  第6条第3項（第28条） |
| 不動産 | 滞納処分―強制競売  滞納処分―任意競売 | 強制競売の裁判所  任意競売の裁判所 | 第6条第3項（第17条）  第6条第3項（第20条、第17条） |
| 船舶 | 滞納処分―強制競売  滞納処分―任意競売 | 強制競売の裁判所  任意競売の裁判所 | 第6条第3項（第19条、第17条）  第6条第3項（第20条、第17条） |

⑵　(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかった場合に仮差押の裁判所に対して発付する売却代金残余通知書（乙）については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項」とあるのは、(ﾊ)欄のとおり書き替えるものとする。

番地

番地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (ｲ) | (ﾛ) | (ﾊ) |
| 不動産 | 滞納処分―仮差押 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則第12条第2項前段 |
| 仮差押―滞納処分 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則第12条第2項前段（第24条） |
| 船舶 | 滞納処分―仮差押 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則第12条第2項前段（第13条） |
| 仮差押―滞納処分 | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則第12条第2項前段（第25条、第24条） |

番地